佐賀県告示第二百四十四号

佐賀県造林事業補助金交付要綱 (昭和五十三年佐賀県告示第八百六十七号)

の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月九日

佐賀県知事 古川康

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第一条の二 こ の要綱において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に

定めるところによる。

暴力団 暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律 (平成三年法

律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 役員等 次に掲げる者をいう。

1 法人にあつては、 役員、支配人、 営業所長その他これらと同等以上の

1

支配力を有する者

法人格を有しない団体にあつては、 代表者及びこれと同等以上の支配

力を有する者

八 個人にあつては、 その者及び営業所を代表する者

Ξ 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六

号に規定する暴力団員をいう。

第二条に次の一項を加える。

5 補助金の交付を受けようとする者が、 次の各号のいずれかに該当する場合

は、補助の対象としないものとする。

暴力団

一 役員等が次のいずれかに該当する者

イ 暴力団員

## 暴力団員でなくなつた日から五年を経過し な 61 者

- 八 を与える目的をもっ 自己、 自社若し < て暴力団又は暴力団員を利用 は第三者の不正な利益を 図る目的 し て いる者 又は第三者に 損 害
- ど、 暴力団又は暴力団員に対 直接的若 くは積極的に U !暴力団 て資金等を提供 の維持運営に協力 Ų 又は 便宜を供与す 又は関与 して る な

朩 暴力団又は暴力団員と社会的に非難され る べき関係を有し て L١ る

L١

る者

Ξ ^ 前号イから 暴力 団又は暴力団員であることを知 へまでに掲げる者が、 そ の経営に実質的に関与 IJ な がらこれらを利用 て 61 て る者 11 る者

第四条第二項に次のただし書を加える。

ことが ただ できる。 知事 が特に認めた場合は、 第三号に掲げる書類 の添付を省略す

第四条第二項に次の一号を加える。

第二条第五項各号 の 61 ず ħ にも該当 U な 11 ことを誓約 する 書面

別表中 実施主体」 を 事業主体」 に改 め、 同 表 の第一号 の 公的森林整備推

進事業の 項中 イウエヤ 樹保保長下育育期 ▽植栽 膏(植栽型) 膏(天然更新型) 成循環作業道 を  $\neg$ イウエオカ 金馬馬馬馬馬 保育 **長期** 下植栽等 ī(天然更新型) ]育成循環作業道 (植栽型 仁国 셑 成循環改 ビ

Ð 林床保  $\mathbb{H}$ 整備 \_ を υH 林床保全整1荒廃竹林整1 備権 に 改 め、 同号 の 流域育成林整備事業

の項中 イウエヤ 樹保保下育育 下植栽 (植栽型 껪 天然更新型 成循環作 業道 を イウエオカ 長保保長期前育詞 極 f(植栽型) f(天然更新型 f育成循環作業ì 植栽等 仁 育成循環改良 :業道 に

## ウ 林床保全整備 」も ウ 林床保全整備 」し、 エ 荒廃竹林整備 」

 $\neg$ 

7

政令第276号)第11条第7号に規定 共団体がその社員であるもの又は 的としている法人であつて、地方公 団法人(造林を行うことを主たる目 法人及び一般社団法人又は一般財 林組合、森林整備法人等(森林整備 けた者及び市町と森林整備に関す する団体、森林施業計画の認定を受 する団体、同令第11条第8号に規定 う。) 及び森林法施行令 (昭和26年 を拠出しているものに限る。) をい その基本財産の全部若しくは一部 協定を締結した森林所有者 地方公共団体、 森林組合、 奮

林所有者が事業主体で Ç 場合は3ha、森林施業計 組合が事業主体である の合計が 4 ha (生産森林 体による施行地の面積 のにあっては、 ウ、オ及び(2)以外のも 0.1ha以上かつ(1)のア、 画の認定を受けた者及 る場合は0.5ha)以上 る協定を締結した森 市町と森林整備に関 絔 갋 书 の面積 1事業主 が

を

締結した森林所有者及び森林の間 者、市町と森林整備に関する協定を 第276号)第11条第7号に掲げる団 を 返出しているものに 限る。 共団体がその社員であるもの又は 的としている法人であつて、地方公 団法人(造林を行うことを主たる目 法人及び一般社団法人又は一 林組合、森林整備法人等(森林整備 う。)森林法施行令(昭和26年政令 その基本財産の全部若しくは一部 置法( 平成20年法律第32号 )第 伐等の実施の促進に関する特別措 地方公共団体、森林組合、 同令第11条第8号に掲げ 森林施業計画の認定を受けた 、) をい رة الك 被 想 4%

立に 禺 場合は3ha、森林施業計 の合計が 4 ha(生産森林 のにあつては、1事業主 0.1ha以上かつ(1)のア、 4 第11条第 7 号に掲げ 偛 協 画の認定を受けた者、 ウ、オ及び(2)以外のも  $\mathcal{C}$ 促進計画に 合は0.5ha (特定間 体が事業主体であ 者及び森林法施行 [파 合が事業主体であ を締結した森林所 森林整備に関す よる施行地の面積 絔 地の面積 基づ 女 Ю 4} Ю 라 Ø Ю

に改め、

絔 林所有者から間伐等を受託し、 伐等を実施す 等促進計画」という。) ſΊ は10ha以上の間伐等を (以下この表において する者に限る。) ज る特定間伐等促進計画 る者 (5戸 に基づき間 「特定間伐 以上の森  $\subset$ M

伐等を 指し 場合は0.1ha)以上 10ha以上の間伐 間伐等を受託し、 以上の森林所有 伐等を実施する者( 等促進計画に 0.1ha) 並びに特定 る。) が事業主体 て実施す 実施す Ø 野る 啉 Ş から 間伐 又をは要 例 5 ΩH 찚 醞

号の絆の森整備事業の野生生物共生林整備の項中「歘紮膷痲洴人」 **^**。) 全松林緊急保護整備事業の保全松林健全化整備の項中 同表の第二号の絆の森整備事業の市民参加型整備 備法人、 を 「 郛 森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる団体」 に改め、 く。) 及び森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる団体」 の市民主導タイプ  $\neg$ (2) 同表の第三号の保 衝生 伐作業道」を を「 に の 込め、 項中 森林整 同 粢

- 衛生伐作業道
- $\Im$ 荒廃竹林整備 に 改め、 同号の保全松林緊急保護整備事業の 松林保護樹

林帯造成の項中 (3) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 を (3) 付帯施設等整備 荒廃竹林整備 鳥獣害防止施設等整 権

に改め、 同号 の特定森林造成事業の特定林地改良の項中 (3) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設

等整備 を (<del>3</del>) 付帯施設等 鳥獣害防止施設等整備 廃竹林整備 整備 に 改め、 同号の特定森林造成事業

の耕作 放棄地等森林造成の項中「流域劑成林뿺編冊牃(2)」 を「 浜域 育成林整

林整 境補 **備事業(2)ア及びウから** 完備 保育 整備 (植栽型 に 改め、 を ク 同号の特定森林造成事業の造林未済地緊急造林 よ シ ま トゥ \_ 保育(植栽型 荒廃竹林整備 ĺĆ Г Ф # 育環境補完整備」を に改め、 同号の被害地等森林 г むH 生育環 荒廃竹 の 項中

整備事業の項中  $\neg$ 流域育成林整備事業  $(2)_{J}$ を「 流域育 成林整備事業(2)ア 及

びウから ク \_ で 乳 に **(**4**)** 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等 整備 を **(4)** 付帯施設等整備 整號 鳥獣害防止施設 的林整<sup>·</sup>

鄉 整備 ビ、「10分の4以内(平成 16年の台風 18 号及び台風 23 巾 Γī ᢖ Ю 涂

炎 9 樹下植栽等及び複層林改良により広葉樹林の造成を行うものにあつては、 <u>€</u> 5 )以内」 人工造林及び単層林改良並びに しては、 10分の6)以内」を「 に改め、 同表の第四号の項を削る。 育成複層林整備 10 分の 4 企值 にまけ 成単層林整備に Ю ,整理伐、 9; 受光伐、 ける 10分 整理

附則

- 度分の補助金から適用する。 業補助金交付要綱 (以下「 この告示は、 公布の 日から施行 改正後の要綱」という。)の規定は、 こ の告示による改正後の佐賀県造林事 平成二十二年
- 2 付要綱 定により提出された補助金交付申請書とみなす。 この告示の施行の際現にこの告示による改正前 の規定に ょ り提出され て l1 る補助 金交付申請書は、 の佐賀県造林事業補助金交 改正後の要綱 の規